植田中学校いじめ防止基本方針

保護者との連携	学　校	地域・社会との連携
・いじめている生徒の保護者 ・いじめられている生徒の保護者 ・ＰＴＡ	いじめ根絶チーム 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、外部専門家等	・教育委員会　・医療機関 ・警察　・地区センター ・学校評議員　・児童相談所 ・青少年健全育成会議

いじめ未然防止に向けた日常的な取り組み

保護者との連携・共通実践
- 家庭への働きかけ
  - ⇒「基本的生活習慣」の確立
  - ⇒「規範意識」の育成
  - ⇒家庭内での会話やふれあいの促進
- 道徳や学級活動での保護者との連携
- ＰＴＡ活動を通しての保護者同士の関係づくりと情報交換
- いじめ根絶に関する啓発（学校だより等）
- 職員・生徒・保護者参加型集会の開催
- 保護者対象の情報モラル教育の充実

教員の取り組み
- いじめについての研修会の充実
- 教育相談体制の充実
- いじめ発見チェックリストの活用と定期的な調査・結果分析
- 養護教諭・スクールカウンセラーとの連携
  - ⇒カウンセリング能力向上研修の推進
- 居場所づくり

生徒に対する指導
- いじめをゆるさない心の育成
  - ⇒いじめ根絶宣言、撲滅標語の作成等
- 思考力・判断力・表現力の育成
- ソーシャルスキルを高める活動

警察との連携
- 学校警察連絡協議会等を設置・定期開催
- 相互協力する体制の構築

学校間との連携
- 小・中・高の連絡協議会の開催
- 情報の交換・共有　・協力体制の強化

民間・地方公共団体との連携
- ネットいじめへの対応のため、情報モラル教育の推進　⇒メディア教育指導員の活用
- 体験教育での活用
  - ⇒就業・福祉・文化芸術・交流体験の推進
- 「２４時間いじめ相談ダイヤル」との連携強化

いじめの早期発見

- 本人の訴え
  - いじめアンケート 5・10・1月実施
- 周囲の生徒の気づき
- 職員の気づき
- 保護者の訴え
- 地域住民からの情報

緊急的な対応（まずやるべきこと）

○事実関係の把握
情報の収集　正確な把握
○教育委員会への報告

○いじめられた生徒のケア
安全確保　精神的ケア
○情報の共有・体制づくり

○保護者への報告
正確な伝達
○指導方針の検討・決定

短期的な対応

緊急保護者会・ＰＴＡ役員会の開催
- いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなどして、周囲の生徒のみならず、保護者全体への対応も行う。
  - ・事実の正確な説明
  - ・学校の対応への理解
  - ・協力体制の構築

いじめている生徒の保護者へ
- 保護者との信頼関係構築
- 具体的な方針・対策を伝達
  - ⇒誠意ある迅速な対応
- 協力体制の構築と連携方法の確認

いじめられている生徒の保護者へ
- 事実の正確な伝達
- 問題解決に向けた保護者との協力体制の構築
- 保護者と学校が一体となった再発防止に向けた対応

いじめられた生徒へ
- 心のケア
- チームによる支援
- 職員全体での見守り
- 学校生活への対応

いじめた生徒へ
- 指導
- 支援
  - ・相手の苦しみの理解　・責任の自覚
  - ・思いやりの心の育成
  - ・謝罪の仕方と反省の方法
- 原因の掘り起こし
- 再発防止に向けた指導

学級・関係部活動の生徒へ
- 他人事ではなく、「自分の問題だ」という当事者意識を持たせる指導
- 仲間づくりと居場所づくり
- 再発防止に向けた指導

教育委員会との連携
- 事実関係を速やかに報告し、対応について協議する。
- 他の関係機関と連携する際にも、必要に応じ協議する。

警察との連携が必要なケース
- いじめがエスカレートし、暴行や金品の強要など、犯罪の可能性が予測される場合。

医療機関との連携が必要なケース
- いじめ発生後、学校に登校できず、長期化している。
- 極度の精神的なダメージを受けている。

その他の関係機関との連携
- 子どもや保護者への支援が必要と判断した場合、児童相談所、地区センターとの連携を図る。

長期的な対応

- 保護者に対する、いじめられた生徒への支援と経過観察の定期的な報告、相談の実施
- 保護者に対する、いじめた生徒への支援と経過観察の定期的な報告、相談の実施

- いじめられた生徒への心のケアと支援、経過観察
- いじめた生徒への指導と支援、経過観察
- 学年・学級・部活動経営の見直しと改善
  - ⇒事例検証会の実施

- 関係機関への定期的な経過報告と情報交換、今後の支援についてのケース会議の実施